

労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の 被扶養者の認定における年間収入の取り扱いについて

令和7年10月1日付けで厚生労働省保険局より「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」が発出され、被扶養者認定における年間収入の取り扱いについて労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入によっても判定できると整理されました。

本通知を踏まえ、サンヨー連合健保組合の運用は以下の通りとなりますのでご連絡申し上げます。

—記—

■収入の要件

「労働条件通知書」等の労働契約内容において定められた賃金(※1)から見込まれる年間収入が被扶養者認定要件の範囲内(※2)で、かつ、他の収入が見込まれず、

- ① 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合は、被保険者の年間収入の2分の1未満
- ② 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合は、被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、

原則として被扶養者に該当するものとして取り扱います。

(※1)労働基準法第11条に規定される賃金をいい、交通費などの諸手当及び賞与も含まれます。

(※2)認定対象者が60歳以上または障害年金を受給している場合は年間収入が180万円未満、当年12月31日時点で19歳以上23歳未満の場合は年間収入が150万円未満(被保険者の配偶者除く)、それ以外の認定対象者は年間収入130万円未満。

なお、今回の通知を受け、当健康保険組合では「交通費」を令和8年4月1日扶養認定分より「賃金」に含む運用に変更いたします。

■適用開始日

令和8年4月1日扶養認定分から

※令和8年4月1日以降の届出であっても、同日よりも前に遡って認定する場合は、従来通りの方法で判断します。

■対象者

収入が**給与収入のみ**である認定対象者

※給与収入のほかに、年金収入や事業収入等 他の収入がある方は、従来通りの方法で判断します。

※給与収入のみの方は、「給与収入にかかる申立書」(新設)を記入し提出してください。

■扶養認定時の確認方法

健康保険被扶養者（異動）届・健康保険被扶養者加入登録届（兼 同意書）・「給与収入にかかる申立書」の添付書類として

所得証明書・世帯全員の住民票および直近の「労働条件通知書」等 労働契約の内容が分かる書類を添付ください。

- ・「労働条件通知書」等の賃金（交通費などの諸手当及び賞与含む）を確認し、今後1年間の年間収入見込みが扶養範囲内であるか判定します。

【年間収入計算の基本形】

$$\text{時給}(x) \times \text{労働時間/日}(y) \times \text{年間日数}(z) + \alpha (\text{交通費などの諸手当}) = \text{年間収入}(xyz + \alpha)$$

※勤務日数等の明確な記載が無く、労働契約内容から年間収入見込みが確認できない場合は、従来通り従来通りの方法「直近3ヵ月の給与収入の平均額」や「収入見込み証明書」等で判断します。

※労働契約に時間外労働等についての明確な規定がなく、契約段階では見込み難い場合は、被扶養者認定における年間収入には含みません。

※必ずしも「労働条件通知書」等の提出を求めるものではなく、従来通りの「直近3か月の給与明細書」「年収見込み証明」等による申請を妨げるものではありません。

※内容に関わらず、労働契約の更新が行われた場合や労働条件（時給、所定労働日数等）に変更があった場合には、その都度、内容が分かる書面等を必ず提出してください。

※認定対象者が複数の事業所において勤務している場合には、当該各事業所に係る通知書等の提出が必要です。その上で、各事業所の通知書等に記載された情報に基づきこれらを合算して年間収入を判定します。

※臨時収入の支給を前提として、通知書等において賃金や労働時間を不当に低く記載していたことが判明した場合等、当該臨時収入により実際の年間収入が社会通念上妥当である範囲を超えて被扶養者認定要件の範囲内(※2)を大きく上回っていることが判明した場合には、扶養認定時に遡って被扶養者資格を取り消すこととなります。

※認定時に瑕疵（認定時に提出した通知書等及び「給与収入にかかる申立書」の記載内容に誤りがあり、差し替えがあった等）があり被扶養者の要件を満たしていないことが判明した場合は、扶養認定時に遡って被扶養者資格を取り消すこととなります。

■毎年実施している『被扶養者現況調査』について

「所得証明書」「世帯全員の住民票」および給与収入を確認する書類として、直近の「労働条件通知書」等の労働契約内容が確認できる書類および「給与収入にかかる申立書」に加えて実際の年間収入との乖離を確認するために、従来通りの収入証明書(源泉徴収票・給与明細書など)や「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主証明等をご提出いただく場合があります。

※雇用契約書や給与明細等を廃棄しないよう周知ください。

※扶養範囲を大きく超過する年間収入が判明し、労働契約内容の賃金を不当に低く記載していたこと等が発覚した場合は、扶養認定時に遡って被扶養者資格を取消すこととなります。

※扶養認定以降に当初想定されなかった臨時収入（超過勤務手当含む）により、結果的に年間収入が扶養範囲を超過していても、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲にとどまると当組合が判断した場合は、これを理由として被扶養者の認定を取り消すことはありません。